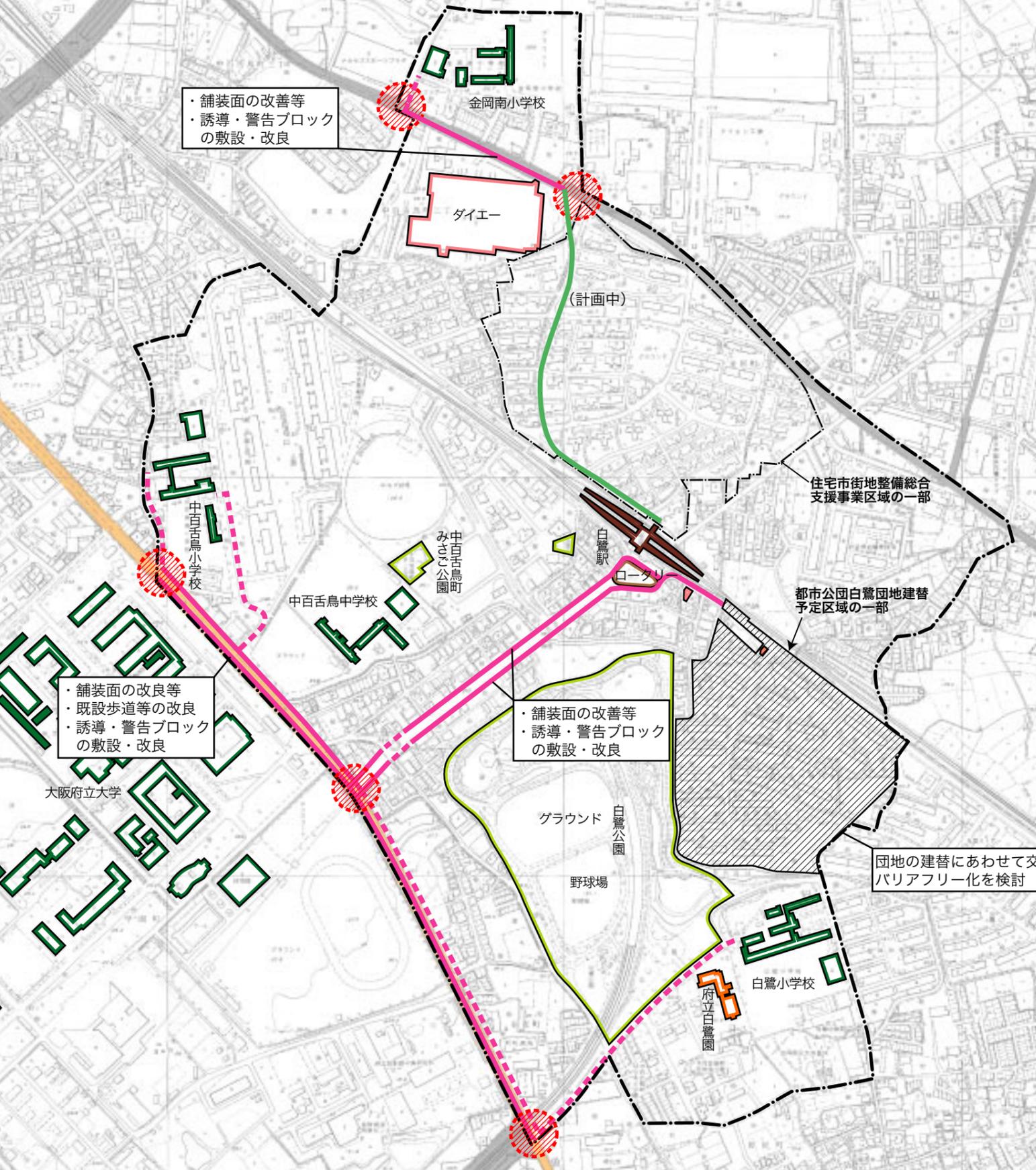
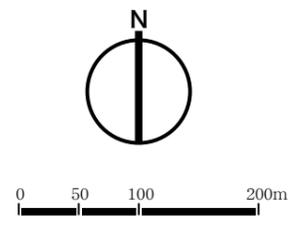


交通バリアフリー重点整備地区、特定経路及び整備項目

地区 南海高野線
白鷺駅周辺地区

- 凡例**
- 旅客施設（鉄道）
 - 旅客施設（バス）
 - 官公庁施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 教育施設
 - 文化・レクリエーション施設
 - 都市公園
 - 公益サービス施設
 - 商業施設
 - 駐車場
 - 国道
 - 府道
 - 市道
 - その他道路



道路等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
波打ち歩道の改良	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
	●		■		
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		■(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 ^{注1)}	—		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 ^{注1)}	—		■	(■)	(■)(商)
e 歩道の 신설					
都市計画道路整備等による歩道整備(住宅市街地整備総合支援事業に伴う道路整備)	○		■		

注1) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

信号・交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良	●			■	
音響信号等の設置・改良	●			■	
視覚障害者用道路横断帯の設置 ^{注2)}	○		■	■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

【凡例】

- 整備目標時期
●：今後5年間程度で対応
○：今後10年間程度で対応
- 整備主体
■：主な整備主体
(■)：連携が必要となる主な事業者
- その他事業者
(市)：堺市等
(施)：施設管理者
(商)：商業者等
(公)：公益事業者

- 重点整備地区
- 特定経路
- 特定経路〈計画中〉
- 準特定経路

- <現況>
- 一般信号機
 - 音響信号機
 - 交通弱者用信号機
- <計画>
- 音響信号機等設置箇所